

複合市民施設に関する調査特別委員長報告

市民センター並びに新議事堂の供用開始後、初めての定例会議にあたり、複合市民施設に関する調査特別委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当特別委員会は、令和元年9月に「新庁舎西棟建設調査特別委員会」として設置され、持続可能な庁舎に関することについて調査を行ってまいりました。

設置以降、付託された議案の審査と調査の節目ごとに委員長報告を行ってまいりましたが、去る3月1日に市民センター、続いて本日、新議事堂の供用がそれぞれ開始されたことに伴い、これまでの委員長報告の反映状況等について、改めて確認いたしましたのでご報告いたします。

まず、令和2年3月には、当局に対し、新しい西棟のライフサイクルコストを速やかに算出し公開すべきであることを提言するとともに、議会機能に関する諸元として、「将来的な社会変化を見据え、議員定数については現在の35名を基本とした規模での施設整備とすること」「専用の全員協議会室は不要とし、コスト縮減につなげることも検討可能であること」「議場や委員会室は、多用途な活用を可能にするなど自由度を高めた整備をすることも最適な施設の活用を進めていくうえで有効である一方、運用方法には十分留意すべきであること」の3点をとりまとめ、提言いたしました。

これを受け当局では、基本計画策定に向けた諸元にそれら議会機能を加えるとともに、令和4年3月に完了した実施設計に基づきライフサイクルコストの試算を算出し、公表いたしました。

また、令和2年9月には、議場レイアウトや基本的な議会関係諸室の配置について、床面は段差のないフラットな作りとし、議場における机、イスを可動

式にすること、危機事象にも柔軟に対応可能なフレキシブルかつ様々な方々に不自由なく傍聴していただける整備とすること、前計画のとおり議長席を中心に議員席と当局席が左右対面となる配置とすることなどの視点による提言をいたしました。

さらに、同年 12 月には、安定した会議運営やコスト縮減の観点等より有線式の音響や各種システムの構築を行うべきであること、より市民に親しまれる議場とするために傍聴席と対面した配置となる議長席前面中央にも演壇を設置すること、いわゆる音声認識表示システム等を積極的に活用し、様々な方に傍聴いただける設備となるよう検討すべきであることなど、円滑な議会運営に必要な議場設備等について提言いたしました。

そして、新庁舎西棟建設調査特別委員会として最後となる令和 3 年 6 月の委員長報告においては、機動的な会議開催を念頭においた議会運営委員会で使用する会議室の 4 階フロアへの配置の見直しや将来的な会派構成の変更に柔軟に対応できる議員控室の構造とすること、多くの市民の来場を意識した議場傍聴席における車いす席や十分な数のトイレを配置することなどについて提言いたしました。

これらを振り返り、議場や傍聴席、議会関係諸室の設備面を含めた新議事堂の構造等において、令和 6 年 11 月 5 日に実施した委員会における現地調査などにより、これまでの委員長報告の内容は、適切に反映されていることを改めて確認したところであります。

令和 3 年 8 月には、「複合市民施設に関する調査特別委員会」へ名称を変更し、当施設の管理運営手法に関する調査の件を調査事項に加え、調査を続けてまいりました。

令和 4 年 6 月には、市民に親しまれ、最大限活用される施設とするため、令

和3年6月の委員長報告でも注視するとしていた施設の名称や愛称の検討が重要となることを提言し、併せて、市民センターのコンセプトにも掲げられている「市民が身近で愛着を感じる複合市民施設」「福島市の魅力を発信する施設を市民との共創により整備」「様々な世代や障がい、性の多様性にも配慮した誰もが使いやすい施設」を実現するためにも、引き続き市民参加による十分な検討がなされるよう要望いたしました。

なお、名称については、建物の呼び方をそれぞれ庁舎棟と複合棟としたうえで、複合棟の1階から3階までを福島市市民センター、4階から5階までを福島市議会議事堂とすることが決定し、周知が図られております。

令和4年6月の委員長報告以降も、工事の進捗や管理運営に関する確認を行うとともに、議会図書室に関する提言を行っており、令和5年6月には、管理運営面と議員の調査研究力向上、市民利用の3つの視点から、議会図書室の管理運営規程の策定による適切な管理などの提言を行いました。

これを踏まえ令和6年12月には、議会図書室の蔵書の配架や閲覧方法などについての管理規程（案）を作成し、さらに、本規程により、市職員や議会運営に支障が生じないと認める場合の市民利用を可能とすること、また、議会図書室の機能強化を図るために公立図書館との連携を進めていくべきであることについて提言いたしました。

こうしたこれまでの本委員会からの提言も踏まえ、今後、議会図書室においては、管理規程に沿った管理運営組織設置の検討や市立図書館によるレファレンスサービス等の活用により、地方自治法の設置義務や本市議会基本条例の規定に基づき、議員の調査研究に資するようその機能の強化に引き続き意を用いるべきであります。

また、市民の利用も可能としたことに伴い、議会をより身近に感じ、市政に

興味関心が持てるような工夫がなされるよう求めるものであります。

最後に、当特別委員会の調査に対し、ご協力いただきました皆様に対し厚く御礼を申し上げます。

思い起こせば、庁舎建設に関しては、本市議会としてこれまで幾重にもわたり特別委員会を設置し、そのあり方を調査してまいりました。平成 17 年 12 月設置の新庁舎建設特別委員会において建物を分棟方式とする方針が当局より示され、平成 23 年 1 月には、現在の庁舎棟が開庁いたしました。開庁して間もない 3 月 11 日の本会議の一般質問の最中に発生した東日本大震災からの復興を優先するため、事業は延期されました。その間、市民会館、中央学習センター等の公共施設の再編整備の視点から、西棟については、既存の施設との複合棟として整備されることとなりましたが、事業中断から本日の本会議を迎えるまで 14 年もの月日が経過いたしました。

これまで、調査検討を積み重ねた議員や市職員、関係者の皆様に改めて敬意を表しますとともに、この新議事堂において市民に開かれたより活発な議論がなされることを期待するものであります。

市民センターの開庁にあたっては、移転作業や事前の施設予約等に関して、特に大きな混乱もなく、順調にスタートを切ることができたものと認識しております。

今後においては、市民のニーズに応え、時代の変化に適応したよりよい施設運営と市民サービスの維持・向上が求められます。より多くの市民が利用し、満足度を高め、この市民センターが、市民の皆さんにとって、多様性・柔軟性に富んだ活動の拠点となることを切に願います。

当委員会においては、その調査事項について所期の目的を果たしたことから、本定例会議での委員長報告が最後となりますが、当初より一貫して申し上げて

まいりました市民に親しまれ利用しやすい施設となることを祈念申し上げまして特別委員長報告といたします。